

群馬県後期高齢者医療広域連合専決処分事項の指定について

平成19年3月27日

議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、広域連合長が専決処分できる事項を次のとおり指定する。

法律上広域連合の義務に属する1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解に関すること。